

法定合併協議会について

1 法定合併協議会とは

法定合併協議会は、合併しようとする市町村が合併後の市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成のほか、合併に関する次の事項について協議を行うために、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき設置する協議会である。

なお、設置をする際には、関係市町村の議会において、設置に向けた協議を行うことについて議決を要する。

2 所掌事項の例

- ・ 任意協議会における協議結果の確認
- ・ 合併市町村基本計画の作成
- ・ 合併協定書の作成
- ・ 廃置分合申請の議決後の合併準備事務の進捗確認 など

3 想定される設置期間

平成30年度上半期から合併の前日まで

4 委員構成の例

両市の市長、行政職員、市議会議員、各種団体推薦者のほか、学識経験者などにより構成する。